

稲城市商工会 役員名簿

任期 2024年5月～2027年5月

Table of board members including roles like 会長 (President), 副会長 (Vice President), and 理事 (Board Members) with names and affiliations.

尚退任役員は左記のとおりです。多大なる商工会へのご尽力をいただきましてありがとうございます。

令和5年度 主な事業報告

- 【地域総合振興事業】 (1)健康診断・がん検診 (2)地域認証ブランド創出事業 (3)新規開拓推進事業 (4)小規模事業者経営改善資金融資利子補給事業 (5)事業環境変化対応型支援事業
【商業振興事業】 (1)あきない活性化事業 (2)商店街視察研修事業 (3)商業部会各事業
【工業振興事業】 (1)産業大学講座事業 (2)ものづくり推進事業 (3)新製品・新技術・ITツール・知的財産支援事業 (4)工業部会各事業 (1)建設業PR事業

令和6年度 稲城市商工会事業計画

- 重点事業
・コロナ禍後の中小企業・小規模事業者への支援
・事業継承等支援
DX(デジタルトランスフォーメーション)の周知・支援
商工会組織・財政強化
「行きます・聞きます・提案します」会員満足向上運動の実施
商業振興の推進
工業振興の推進
建設業振興の推進
国等の施策事業の推進
行政との連携強化と情報交換
観光のまち稲城の推進
会員向け福利厚生事業の充実
SDGs、カーボンニュートラルの周知・支援
具体的事業
・経営改善普及事業
・商工業に関する相談及び指導
・講習会・講演会等の開催
・経営及び技術に関する情報、資料の収集及び提供
・商工関係法令及び各種制度の紹介並びに普及
・創業支援事業
・経営革新事業
・中小企業活力向上プロジェクト
・アドバンス事業
・小規模事業者持続化補助金事業
・経営発達支援計画の策定
・その他地区内の小規模事業者の実情に応じた事業
一般事業
総合振興事業
商業振興対策事業
工業振興対策事業
建設業振興対策事業
青年部振興対策事業
女性部振興対策事業
情報化対策事業
福利厚生対策事業
社会一般の福祉の増進に資する事業
市内中小企業振興対策事業
地域貢献活動

「9月商工会 個別経営相談会」のお知らせ

～資金繰り・事業計画・補助金・助成金・取引相談について～

経営上の様々な事で困っていることやお悩みはありませんか？
中小企業診断士が相談に応じます。一人で悩まず、まずは参加してみませんか？

秘密厳守で行ないます。どうぞお気軽に!!

と き 令和6年 9月12日(木)午前10時～午後4時
9月18日(水)午前10時～午後4時
9月24日(火)午前10時～午後4時
9月27日(金)午前10時～午後4時

*9月分の開催日程です。(各相談時間は30分です。)

ところ 稲城市商工会 指導室
稲城市東長沼2112-1 稲城市地域振興プラザ2階

相談員 中小企業診断士 小田 明彦 氏(9月12日・24日)
中小企業診断士 阿川 雅俊 氏(9月18日・27日)

参加費 無料
申込方法・・・相談申込の際は、商工会までご連絡下さい。(要:相談希望時間)



稲城市商工会 (事業環境変化対応型支援事業)

TEL377-1696/FAX377-3717

60年で加入企業110万社以上の実績!

退職金は、国がサポートする **中退共制度** をご活用ください。

- 安心** 確実な退職金支払
安心の資産運用
- 簡単** 外部積立型で管理が簡単
退職金試算額もお知らせ
- 有利** 掛金は全額非課税
掛金の一部を国が助成



従業員の働く意欲の向上に!



詳しくはホームページ
をご覧ください。

事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も、
一定の要件を満たしていれば加入できます。



(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211



商工会の記帳継続指導を ご利用ください



稲城市商工会では、帳簿についてのお悩みに関するご相談を承っております。

◆帳簿のつけ方について

55万円の青色申告特別控除の適用*を受けるために必要な「正規の簿記」のつけ方など、記帳から決算・申告の仕方まで記帳全般に関するご指導をいたします。会計ソフト「弥生の青色申告」を使用した記帳についてもご相談を承ります。

※令和2年度より、基礎控除が48万円・青色申告特別控除が55万円に変更になりました。引き続き65万円の青色申告特別控除を受けるためには、e-tax(電子申告)又は電子帳簿保存を行う必要があります。電子申告を行うための記帳についてもご相談を承ります。

◆源泉徴収事務に関わるご相談について

事業主が従業員や専従者に給料を支払う際、源泉所得税の計算が伴います。その計算方法や納付書の書き方、また年末調整の仕方や給料支払報告書の書き方などについても、記帳継続指導の一環としてご指導いたします。

税の情報を得ないまま前年と同じ処理をしていると、税制改正などがあつた場合に間違つた処理をしてしまつたり、節税が難しくなつたりする場合があります。記帳について分からないことは、ぜひ商工会へお尋ねください。

※令和6年分は、税制改正に伴い定額による所得税の特別控除(いわゆる定額減税)が実施され、例年とは異なる源泉徴収事務が生じる場合があります。ご不明点は商工会まで。

◆決算書の作成について

減価償却など期末に行う決算処理や、損益計算書・貸借対照表の作成方法をご指導いたします。

..... 経営上のトラブルを解決します!

「経営安定特別相談」事業のご案内

弁護士・中小企業診断士・税理士を中心とした各分野の専門家が、経営上のあらゆるご相談に応じます。

こんなお悩みはありませんか？

債権回収トラブル ...請求書を送っても支払ってくれない
...入金が一時的に減額されていた

契約・取引トラブル ...口約束の依頼がこじれた
...取引条件で揉めている

顧客トラブル ...過剰なクレームへの対処に困っている
...SNS等で事実無根の中傷を受けている

雇用トラブル ...業務態度に問題のある従業員がいる
...他社へ従業員が情報を漏えいした

トラブルは時間が経つほど解決が難しくなります。ご相談はできるだけお早めにお申込みください！

ご相談の秘密は厳守します

ただし相談の結果、法律的な手続きを弁護士に依頼する等の場合は、相談者の負担となります。

ご相談の秘密は厳守します

ご相談にあたっては、内容はもちろん、お申込みについても秘密は厳守致します。

※完全予約制の個別相談です。お申込みは商工会へ来会、又はお電話にて承ります。お申込み後、適任な専門家を選定の上、日時をご相談者様へご連絡致します。

※相談会場は東京都商工会連合会(昭島市内)となります。専門家が事業所へ訪問する制度ではありませんのでご了承ください。

稲城市商工会より融資制度のご案内です

稲城市商工会より、運転資金や設備資金に利用できる事業資金融資、についてご案内いたします。詳しくお話を聞きになりたい方は、お気軽に商工会までご相談ください。

マル経融資 【日本政策金融公庫 国民生活事業融資】

正式には小規模事業者経営改善資金といます。

無担保・無保証人で、信用保証協会の保証も不要な事業融資です。

融資対象	最近1年以上市内で事業を営み、商工会の経営指導を6ヶ月以上受けており、商工会長の推薦を受けた方 (常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下)であること)
資金使途	運転資金・設備資金
限度額	2,000万円
返済期間	運転資金: 7年以内(据置期間:1年以内) 設備資金:10年以内(据置期間:2年以内)
利率	1.45% (令和6年6月1日現在)※利率は変更になることがあります

新型コロナウイルス対策マル経融資 (コロナマル経)

コロナマル経については、取扱期間が令和6年6月末から令和6年12月末まで6ヶ月延長されましたが、「当初3年間の利率の0.5%低減」と「設備資金による借り入れ」がそれぞれ廃止されました。以前に比べて条件があまり有利でなくなっておりますので、コロナマル経融資の申込をご検討されている方はご注意ください。

融資対象	(1)上記「融資対象」の欄に記載のある要件を満たしていることに加え、 <u>最近1か月の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高が前6年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少していること。</u> (2)コロナ感染症の影響を直接的に受けていること。
融資額	1,000万円(一般マル経は別途 2,000万円)
返済期間	上記一般マル経に同じ
利率	上記一般マル経に同じ

ご利用にあたっては推薦依頼書・決算書等必要書類が多くあります。また商工会での審査会を経て商工会長の推薦を受ける必要があります。

ご融資を検討されている方は、詳細につき商工会へお問い合わせください。

『事業承継』に備えていますか？

・ 経営者年齢のピークは年々高齢化しています。
「事業承継はまだ先のこと」と先送りにしたり、「何から手をつけて良いか分からない」とお悩みだったりしませんか？

事業承継に必要な準備期間は3～10年はかかると言われています。元気な今のうちに、60歳頃から方針を決めて準備を始めることをおすすめします。



【親族内・会社内承継】

会社内での話し合いはもちろんのこと、単なる業務の引き継ぎだけでなく、経営方針や経営理念の継承も重要です。株式の評価や贈与・相続対策、また借入金の経営者保証の解除など、専門家の支援も必要になります。

商工会の関連団体である「多摩・島しょ経営支援拠点」では、無料で最大12回の長期にわたる支援が受けられる事業承継向けの制度の専門家派遣制度がありますので、ぜひご活用下さい。



多摩・島しょ経営支援拠点

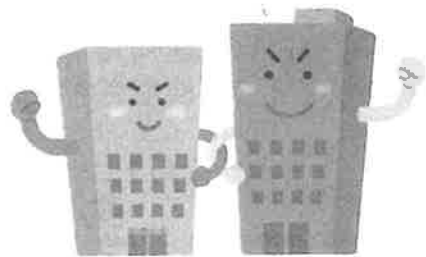
<https://t2base.tokyo/index.html>



【外部承継(M&A)】

この10数年間で同族・従業員以外の第三者への事業承継の取り組み件数が急増しています。統計によると年間売上高1億円以下の案件が3分の2を占めており、「M&Aといえば大手だけがやるもの」といった時代は過去のもので、いまや中小企業でも積極的に利用されています。

M&Aについても上記専門家派遣制度をご利用いただけるほか、事業の売り手・買い手を繋げる「マッチングサイト」の活用もおすすめです。



日本政策金融公庫 事業承継マッチング支援

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/jigyosyokei/matching/>



東京都事業承継・引継ぎ支援センター

<https://www.jigyo-hikitsugi.jp/>

助成金もご活用を！

事業承継を行う場合に活用できる助成金もあります。
少しでも事業承継が気になった方は、ぜひ商工会へご相談下さい！

フリーランス新法が11月から施行されます

従業員を使用していないフリーランスに業務を委託する場合、発注する側に対し、11月からいくつかの義務が課せられることになります。

効率的に仕事を進めるため、つい口約束のみで業務を進めてしまいがちですが、発注する側は、これから法的な義務をしっかりと果たしたうえで事業を進める必要があります。



1. 書面等での契約内容の明示

2. 募集情報の的確な表示

3. 報酬の60日以内の支払い

4. ハラスメント対策

1. 書面やメールなどで「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」など、取引条件を明示する必要があります。
2. 募集に当たっては虚偽誤解を与える表示をせず、内容を正確で最新のものにしなければなりません。
3. 発注した物品等を受け取った日60日以内の期日を設定して、期日内に報酬を支払う必要があります。
4. 例えば従業員に対してハラスメント防止のための研修を行うなど、フリーランスに対するハラスメント行為を防止する体制整備を講じる必要があります。

この他にも、フリーランスへの発注が継続的にある場合は、追加で守るべき義務も発生します。11月からの法律施行に備え、正しい知識を身につけましょう。

ご不明な点があれば商工会へお尋ねください。

1. 定額減税の概要

定額減税の対象となる人

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除(以下「定額減税」といいます。)の適用を受けられる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です。

(注)「居住者」とは、国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。居住者以外の個人である「非居住者」は定額減税の対象となりません。

定額減税額

定額による所得税額の特別控除の額(以下「定額減税額」といいます。)は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

- ① 本人(居住者に限ります。) 30,000円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族(いずれも居住者に限ります。) 1人につき30,000円

2. 給与の支払者の事務のあらまし(給与所得者に対する定額減税)

給与所得者に対する定額減税は、扶養控除等申告書を提出している給与所得者(いわゆる甲欄適用者)に対して、その給与の支払者のもとで、その給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われます。給与の支払者は、

- ① 令和6年6月1日以後に支払う給与等(賞与を含みます。以下同じです。)に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除する事務(以下「**月次減税事務**」といいます。)
- ② 年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務(以下「**年調減税事務**」といいます。)の二つの事務を行うことになります。

令和6年1～5月	令和6年6月～	(定額減税額の全額控除後)	年末調整時
この間に支払う給与等は、 現行所得税法に規定する 税額表等により源泉徴収	月次減税事務 令和6年6月以後の給与 等に対する源泉徴収税額 から定額減税額を控除		年調減税事務 年末調整の際、年末調整 時点の定額減税額に基づき 精算

(注) このあらまし中の次の用語は、それぞれ次に掲げる意味で使用しています。
 「月次減税額」・・・令和6年6月以後に支払う給与等に対する源泉徴収税額から控除する定額減税額
 「年調減税額」・・・年末調整時に年調所得税額から控除する定額減税額
 「扶養控除等申告書」・・・「令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」

商工会

事業のご案内

事業資金・開業資金のご融資

運転資金、設備資金の用途にご利用いただける【無担保】【無保証人】【信用保証協会の保証が不要】なマルケイ融資の斡旋が可能です。詳しくはお気軽に商工会までご相談ください。(一定の借入条件あり)

経営のお手伝い

経営全般のご相談・資金が必要なときの融資の斡旋・記帳や決算、税金のご相談・パソコンやインターネットを活用した経営改善や販路拡大・経営上のトラブル相談 etc

地域活動のお手伝い

市民まつりや地域イベントを主催、協力。ウェブサイトなどで地域のお店やイベント情報を発信・地域の特産品およびサービスの開発、地域に人を呼び込むためのお手伝い etc

メリットは?

経営のお手伝いや地域活動のお手伝い、また資金が必要な際に融資の斡旋を受けられます。

無料経営相談

地域の総合振興

資金融資の斡旋

経営相談は全て無料! 経営革新等支援機関の認定を受けておりますので安心してご利用いただけます。また、運転資金や設備資金、開業資金にご利用いただける事業資金融資等の斡旋を受けることができます。

※小規模事業者経営改善資金(マルケイ融資)は無担保・無保証人・信用保証協会の保証が不要で融資を受けることができる国の融資制度です。詳しくは商工会までお問合せください。

大会当日、会場内で災害義援金の募金活動を実施いたします。ご協力お願いいたします。
【稲城阿波おどり大会実行委員会】

めざせ、活力ある稲城市商店街

第23回 稲城阿波おどり大会

9月7日(土)

午後6時~午後8時

会場 京王線 京王よみうりランド駅下車
弁天通り / ランド内通り / 京王よみうりランド駅前広場

小雨決行

【主催】稲城市商店会連合会
【後援】稲城市商工会 稲城市
【運営】稲城阿波おどり大会実行委員会

※会場周辺は交通規制が実施されます。お車での来場はご遠慮下さい。

【お問い合わせ】稲城市商店会連合会 042-377-1696 (稲城市商工会)

